

○京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱

令和5年3月29日

告示第32号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、京丹波町における成年後見制度の利用の促進と関係機関の連携を図るため、京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (2) 権利擁護支援の関係者の連携強化に関する事項
- (3) その他権利擁護支援に関する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 京丹波町成年後見支援センター運営委員会運営要綱（令和5年京丹波町告示第31号。以下「運営要綱」という。）第3条に規定する京丹波町成年後見支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員
- (2) 京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱（令和2年京丹波町告示第81号）第3条に規定する京丹波町地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員
- (3) その他協議会が必要と認めた者

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は運営委員会の委員長を、副会長は運営委員会の副委員長をもってあてる。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第6条 協議会に、運営要綱第6条に規定するオブザーバーをオブザーバーとして置くことができる。

- 2 前項に規定するオブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、協議会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員、オブザーバー及び会議の出席者は、協議会の運営に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。